

独立行政法人農畜産業振興機構の業務の実績に関する評価方法

5 畜 産 第 1540 号

令和 5 年 10 月 11 日

農林水産省畜産局総務課

独立行政法人農畜産業振興機構に係る、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 32 条第 1 項各号の規定に基づく各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、第 32 条第 1 項第 2 号の規定に基づく中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「見込評価」という。）及び第 32 条第 1 項第 3 号の規定に基づく中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「期間実績評価」という。）の評価方法については、独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）、農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成 27 年 4 月 27 日付け 27 評第 104 号政策評価審議官通知）に定めるところによるほか、以下により実施する。

1 評価の基本的考え方

（1）年度評価、見込評価及び期間実績評価における評価単位は、中期計画の項目に基づき別紙の項目とする。

中項目の評価を踏まえて、通則法第 30 条第 2 項第 1 号から第 8 号までの事項を大項目として評価を行い、大項目の評価結果を踏まえて全体の評価（以下「総合評価」という。）を行う。

（2）項目別評価に当たっては、以下について考慮するものとする。

- ・ 中期目標において困難度を「高」とした項目については、実施状況を勘案して、1 段階上位の評価とすることができるものとする。
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、項目の業務の実施を中止し、又はその業務量を減らさざるを得なかった場合は、このような事情を考慮して評価を行うものとする。
- ・ 評価する項目のうち当該事業年度においては、業務の実施に至らなかったもの又は業務を実施しないこととされているものについては、各事業年度の実績評価の対象外とする。

（3）総合評価に当たっては、次の留意事項等を合わせて記載するものとする。

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期目標期間終了時点を見据えた各事業年度の業務の進捗状況、残された期間に行うべき事項等（中期目標期間の最終年度の年度評価及び期間実績評価を除く。）
- ・ 中期計画又は年度計画に掲げられた具体的取組内容において、特に優れた実績をあげた項目については、その状況、要因等の分析を行い、その推奨すべき事項
- ・ 業務の達成度合が低く、中項目の評価において C 又は D 評価となった項目につ

いては、その状況、要因等の分析を行い、今後の改善の方向等

- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らさざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容
- ・ 中期計画及び年度計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績

(4) 評価に当たっては、通則法第 32 条第 2 項に規定する自己評価結果を記載した評価シートを活用するものとする。

2 年度評価の方法

(1) 中項目の評価方法

① 中項目に係る下位の項目及び中項目の達成度合いを測定する具体的な指標（以下「小項目」という。）の評定について、

達成度合が s とされた小項目を 4 点

達成度合が a とされた小項目を 3 点

達成度合が b とされた小項目を 2 点

達成度合が c とされた小項目を 1 点

達成度合が d とされた小項目を 0 点

とし、中項目に含まれる小項目の合計点数を小項目の項目数に 2 を乗じて得た数で除した割合（以下「中項目の達成割合」という。）により以下により中項目の評価を行うものとする。

中項目の達成割合が120%以上で顕著な成果がある	S
中項目の達成割合が120%以上	A
中項目の達成割合が80%以上120%未満	B
中項目の達成割合が60%以上80%未満	C
中項目の達成割合が60%未満	D

② 小項目の評価方法

ア 小項目に達成すべき数値目標が定められているなど、達成度合を定量的に評価できる場合には、当該数値の達成度合を踏まえ、以下の例により行うものとする。ただし、当該達成度合に至った要因を分析し、その実施状況を勘案して上位又は下位の評価を行うことができるものとする。

数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある	s
数値の達成度合が120%以上	a
数値の達成度合が100%以上120%未満	b
数値の達成度合が80%以上100%未満	c
数値の達成度合が80%未満	d

（達成度合の最高値が 100%である場合）

数値の達成度合が 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる

s

数値の達成度合が100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる	a
数値の達成度合が100%	b
数値の達成度合が80%以上100%未満	c
数値の達成度合が80%未満	d

イ 小項目に達成すべき定性的な目標が定められている場合には、原則として、当該小項目の実施状況を判断するための基準として、当該小項目の性質を勘案して具体的な指標によりその達成度合を測定し、以下の例により行うものとする。

設定した指標を上回る顕著な成果があった	s
設定した指標を上回る成果があった	a
設定した指標が達成された	b
設定した指標が達成されず改善を要する	c
設定した指標が達成されず抜本的な改善を要する	d

ウ 小項目に補助事業等その性質上単年度では結果が現れない定性的な目標が定められている場合には、原則として、当該目標の実施状況を判断するための基準として具体的な指標によりその達成度合を測定し、イの例により行うものとする。

エ 小項目に複数の指標が設定されている場合には、原則として、それぞれの指標の結果を同数の小項目の評価指標とみなすものとする。

オ 小項目の評価において、c又はd評定となる見込みの項目については、その要因分析を行うものとする。要因分析の結果、特に必要であると認められるものについてはb又はc評定に修正することができるものとする。

(2) 大項目の評価方法

大項目の評定は、当該大項目に係る中項目の評価結果について、

- S評定とされた中項目を4点
- A評定とされた中項目を3点
- B評定とされた中項目を2点
- C評定とされた中項目を1点
- D評定とされた中項目を0点

とし、大項目に含まれる中項目の合計点数を中項目の項目数に2を乗じて得た数で除した割合（以下「大項目の達成割合」という。）により次の5段階で大項目の評価を行うものとする。ただし、中項目がない場合は、その大項目の評価指標により、評価を行うものとする。

大項目の達成割合が120%以上で顕著な成果がある	S
大項目の達成割合が120%以上	A
大項目の達成割合が80%以上120%未満	B
大項目の達成割合が60%以上80%未満	C

大項目の達成割合が60%未満

D

(3) 総合評価の方法

総合評価は、大項目の評価結果について、

S 評価とされた大項目を 4 点

A 評価とされた大項目を 3 点

B 評価とされた大項目を 2 点

C 評価とされた大項目を 1 点

D 評価とされた大項目を 0 点

とし、大項目の合計点数を大項目の項目数に 2 を乗じて得た数で除した割合（以下「総合評価の達成割合」という。）により次の 5 段階で総合評価を行うものとする。

総合評価の達成割合が120%以上で顕著な成果がある	S
総合評価の達成割合が120%以上	A
総合評価の達成割合が80%以上120%未満	B
総合評価の達成割合が60%以上80%未満	C
総合評価の達成割合が60%未満	D

3 中期目標の見込評価及び期間実績評価の方法

中期目標の見込評価及び期間実績評価については、以下により中項目を評価し、大項目及び総合評価については、年度評価と同様の方法により評価する。

【中期目標期間の中項目の評価方法】

中期目標期間の各事業年度における各小項目の評価結果について、

達成度合が s とされた小項目を 4 点

達成度合が a とされた小項目を 3 点

達成度合が b とされた小項目を 2 点

達成度合が c とされた小項目を 1 点

達成度合が d とされた小項目を 0 点

とし、中項目ごとに、中期目標期間に行った当該中項目に含まれる小項目の実績評価の合計点数を、中期目標期間の実績評価の回数に 2 を乗じて得た数で除した割合（以下「中項目の中期達成割合」という。）により 5 段階で評価を行うものとする。

中項目の中期達成割合が120%以上で顕著な成果がある	S
中項目の中期達成割合が120%以上	A
中項目の中期達成割合が80%以上120%未満	B
中項目の中期達成割合が60%以上80%未満	C
中項目の中期達成割合が60%未満	D

別紙

中期計画に属する各項目	総合評価
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎大項目
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務	○中項目
（1）経営安定対策	
ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等	
（ア）肉用牛交付金の交付	△小項目
（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表	△小項目
（ウ）肉豚交付金の交付	△小項目
（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表	△小項目
イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等	
（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付	△小項目
（イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表	△小項目
ウ 畜産業振興事業	△小項目
（2）緊急対策	△小項目
2 畜産（酪農・乳業）関係業務	○中項目
（1）経営安定対策	
ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等	
（ア）加工原料乳生産者補給交付金等の交付	△小項目
（イ）対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表	△小項目
イ 畜産業振興事業	
（ア）酪農対策	△小項目
（イ）補完対策	△小項目
（2）需給調整・価格安定対策	
ア 指定乳製品等の輸入・売買	
（ア）指定乳製品等の輸入入札	△小項目
（イ）指定乳製品等の売渡し等	
① 指定乳製品等の売渡し	△小項目
② 需要者との意見交換による要望・意向の把握	△小項目
（ウ）指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し	△小項目
（エ）輸入バターの流通計画の公表	△小項目
（オ）指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表	△小項目
イ 乳製品需給等情報交換会議の開催	△小項目
（3）緊急対策	△小項目
3 野菜関係業務	○中項目
（1）経営安定対策	

	ア 指定野菜価格安定対策事業	△小項目
	イ 契約指定野菜安定供給事業	△小項目
	ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等	△小項目
	エ 業務内容等の公表	△小項目
	オ セーフティネット対策の適切な対応	△小項目
	カ 野菜農業振興事業	△小項目
	(2) 需給調整・価格安定対策	△小項目
	4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	○中項目
	(1) 経営安定対策	
	ア 砂糖関係業務	
	(ア) 甘味資源作物交付金の交付	△小項目
	(イ) 国内産糖交付金の交付	△小項目
	(ウ) 制度周知等の取組状況	△小項目
	(エ) 業務内容等の公表	△小項目
	イ でん粉関係業務	
	(ア) でん粉原料用いも交付金の交付	△小項目
	(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付	△小項目
	(ウ) 業務内容等の公表	△小項目
	(2) 需給調整・価格安定対策	
	ア 砂糖関係業務	
	(ア) 制度周知等の取組状況	△小項目
	(イ) 売買実績の公表	△小項目
	イ でん粉関係業務	△小項目
	5 情報収集提供業務	○中項目
	(1) 情報収集の的確な実施	
	ア 情報検討委員会の意見等を踏まえた調査テーマの重点化	△小項目
	イ 海外における情報収集体制の整備の取組状況	△小項目
	(2) 需給等関連情報の迅速な提供	
	ア 情報の期間内の公表	△小項目
	イ 情報提供の迅速な対応	△小項目
	(3) 情報提供の効果測定等	
	ア アンケート調査の実施	△小項目
	イ 情報利用者の満足度	△小項目
	ウ 情報提供内容等の改善等	△小項目
	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎大項目
	1 業務運営の効率化による経費の削減	○中項目
	(1) 業務経費の削減	△小項目
	(2) 一般管理費の削減	△小項目

2	役職員の給与水準	○中項目
3	調達等合理化 (1) 「調達等合理化計画」に基づく取組 (2) 競争性、透明性の確保 (3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検等	○中項目 △小項目 △小項目 △小項目
4	業務執行の改善 (1) 業務全体の進行状況等の点検・評価 (2) 第三者機関による業務の点検・評価 (3) 第三者機関による業務の点検・評価結果の反映	○中項目 △小項目 △小項目 △小項目
5	機能的で効率的な組織体制の整備	○中項目
6	補助事業の効率化等 (1) 透明性の確保 ア 公募の実施 イ 事業の採択の概要等の公表 ウ 事業説明会等の開催 (2) 効率的な事業の実施 ア 事業の進行管理 イ 費用対効果分析等の実施 ウ 現地調査の実施 エ 事後評価 オ 事務処理手続きの迅速化 カ 決算上の不用理由の分析 キ 基金の見直し (3) 補助事業の審査・評価 ア 事業の達成状況等の自己評価 イ 第三者機関による事業の審査・評価 ウ 必要に応じた業務の見直し	○中項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目
7	デジタル化の推進による業務の効率化 (1) デジタル化の推進 (2) 情報システムの適切な整備及び管理 ア PMOの設置等による体制整備 イ デジタル人材の育成・確保等による体制強化	○中項目 △小項目 △小項目 △小項目
8	砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制	○中項目
第3	予算、収支計画及び資金計画	◎大項目
1	財務運営の適正化 (1) 収益化単位毎の予算管理 (2) セグメント情報の開示	○中項目 △小項目 △小項目
2	資金の管理及び運用	○中項目

第4 短期借入金の限度額	◎大項目
1 運営費交付金に係る短期借入金	○中項目
2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金	○中項目
3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金	○中項目
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎大項目
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置等された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付	○中項目
2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による国庫納付	○中項目
3 所有する職員宿舍の廃止に向けた取組	○中項目
第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	◎大項目
第7 剰余金の使途	◎大項目
第8 その他業務運営に関する事項	◎大項目
1 ガバナンスの強化 (1) 内部統制の充実・強化 ア 内部統制の推進 イ 役員会の開催 ウ 役職員間の情報共有 エ 内部監査の実施 オ リスク管理対策の推進 カ 個人情報保護対策の推進 (2) コンプライアンスの推進	○中項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目
2 職員の人事に関する計画 (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 ア 階層別研修の実施 イ 専門別研修の実施 ウ デジタル人材育成研修の実施 エ 「えるぼし認定」等の取得に係る取組の推進	○中項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目 △小項目
3 情報公開の推進 (1) 情報開示及び照会事項への対応 (2) 資金の流れ等についての情報公開の推進 ア 畜産関係業務・野菜関係業務 (ア) 補助事業者に係る情報公開 (イ) 生産者等への資金に係る情報公開	○中項目 △小項目 △小項目 △小項目

	イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務	△小項目
	ウ 基金の保有状況等の公表	△小項目
	エ 経理の流れの公表	△小項目
	4 消費者等への広報	○中項目
	（１）アンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討	
	ア 広報推進委員会における広報活動の改善の検討	△小項目
	イ アンケート調査の実施	△小項目
	（２）ホームページ等での情報提供の推進	△小項目
	（３）消費者等との意見交換会等の開催	△小項目
	5 情報セキュリティ対策の向上	○中項目
	（１）情報セキュリティ対策	△小項目
	（２）連絡体制の整備	△小項目
	6 施設及び設備に関する計画	○中項目
	7 積立金の処分	○中項目
	8 長期借入れを行う場合の留意事項	○中項目